タックス・ヘイブン対策税制における請求権勘案保有株式等保有割合の判定

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 5 年 11 月 6 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（行ヒ）第 228 号、令和 4 年（行ヒ）第 229 号
【事　件　名】 法人税更正処分等取消請求事件（みずほ銀行事件）
【裁 判 結 果】 一部破棄自判、拡張請求棄却、附帯上告棄却
【参 照 法 令】 租税特別措置法 66 条の 6 第 1 項・2 項・3 項（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの）、同法施行令 39 条の 16 第 1 項・2 項 1 号（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの）
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25573132

立命館大学教授 宮本十至子

事実の概要

X（都市銀行：原告・控訴人・被上告人）は、銀行業を営む内国法人である。MCI は、平成 20 年にケイマン諸島の法令に基づいて有限責任免除会社として設立された外国法人で、株式会社Xフィナンシャルグループは、その発行する普通株式の全部を保有していた。平成 20 年 12 月 29 日、MCI は、額面 1 億円の MCI 優先出資証券 3550 口を発行し、投資家に販売した。同年、ケイマン諸島の法令に基づき設立されたXの子会社 MHBK 及び MHCB（以下「本件各子会社」という：Xの特定外国子会社等）も、同日、額面 1 億円の優先出資証券（以下「本件優先出資証券」という。）を発行し、MCI 優先出資証券により調達した資金を原資に本件優先出資証券の全部を購入した。本件各子会社は、同日、本件優先出資証券の発行により調達した資金を原資として、Xに対し、劣後ローンにより金銭を貸し付け、その利息の発生期間の終期は、本件優先出資証券及び MCI 優先出資証券に係る配当の支払日の前日であった。劣後ローンの利息は、ほぼ全て本件優先出資証券への配当に充てられ、本件各子会社に利益を留保することや本件各子会社の発行する普通株式の配当になることは予定されていなかった。

平成 27 年 6 月 30 日、本件各子会社は、Xから劣後ローンの全額の返済を受け、これを原資として、本件優先出資証券に係る出資金及び配当金を MCI に送金し、本件優先出資証券を償還した。その結果、本件各子会社の平成 26 年 12 月 30 日から同 27 年 12 月 3 日までの事業年度（以下「本件各子会社事業年度」という。）終了の時における発行済株式等は、Xが有する普通株式のみとなった。

Xは、本件各子会社の本件各子会社事業年度終了の時における発行済株式等のうちにXの有する本件各子会社の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「本件保有株式等割合」という。）は 0％で、本件各子会社事業年度における課税対象金額も 0 円として、平成 27 年 4 月 1 日から同 28 年 3 月 31 日までの本件事業年度に係る法人税等の申告をした。ところが、平成 29 年 11 月 7 日付けで、処分行政庁から、本件保有株式等割合は 100％で、租税特別措置法（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。以下「措置法」という。）66 条の 6 第 1 項の規定（以下「本件委任規定」という。）により、本件各子会社の適用対象金額の全額が課税対象金額となり、本件各子会社の課税対象金額に相当する金額が、Xの本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとし、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたため、その処分の取消しを求めて提訴した。

第一審（東京地判令 3・3・16 金判 1649 号 46 頁）[1] では、措置法施行令 39 条の 16 第 1 項（平成 29 年政令 114 号による改正前のもの、以下「措置法施行令」という。）は、課税対象金額の算定につき、特定外国子会社等の事業年度終了時を基準として、適用対象金額に同時点における請求権勘案保有株式等割合を乗じて算定すべきで、同条 2 項 1 号も、同時点の現況をもってその数又は金額を判

断すべきことを前提としているものというべきであることは、各規定の文理に照らして明らかであると判断し、本件保有株式等割合を 100％として、Ｘの請求を棄却した。

第二審（東京高判令 4･3･10 金判 1649 号 34 頁）[2]は、Ｘが本件各子会社から剰余金の配当等を受けることは想定されておらず、内国法人が外国子会社の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するというタックス・ヘイブン対策税制（以下「TH 税制」という。）の下での合算課税の合理性を基礎付ける事情は見いだせず、租税回避の目的も、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情も認められないため、本件規定を形式的に適用することは、本件委任規定の趣旨及び TH 税制の基本的な制度趣旨に反するから、その限度で本件規定を本件に適用することはできないなどとして、Ｘの請求を認容したため、Ｙ（国：被告、被控訴人、上告人）が上告した[3]。なお、増額更正処分後の更正の請求と通知処分の取消しの訴えの争点は扱わない。

判決の要旨

1　本件規定の内容が委任規定の趣旨に適合するか否かについて

「本件委任規定は、……内国法人が、法人の所得に対する租税の負担がないか又は著しく低い国又は地域に設立した子会社を利用して経済活動を行い、当該子会社に所得を発生させることによって我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される。

……本件委任規定は、……請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の割合を持株割合よりも大きくしてかい離を生じさせる方法による租税回避に対処することを目的とするものと解される。

そして、本件委任規定が課税対象金額の具体的な計算方法につき政令に委任したのは、上記のような目的を実現するに当たり、どの時点を基準として株式等の請求権の内容を勘案した計算をするかなどといった点が、優れて技術的かつ細目的な事項であるためであると解される。したがって、上記の点は、内閣の専門技術的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

このような趣旨に基づく委任を受けて設けられた本件規定は、適用対象金額に乗ずべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず上記のように基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。」

2　本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かについて

「……本件規定を適用した場合には、本件各子会社事業年度における本件各子会社の利益は本件優先出資証券にのみ配当されたにもかかわらず、本件優先出資証券が同事業年度の途中で償還されたために本件保有株式等割合が 100％となり、Ｘに対して合算課税がされることとなる。

もっとも、……個別具体的な事情にかかわらず基準時を設ける本件規定の内容が合理的である以上、上記のような帰結をもって直ちに、……本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱することとはならないところ、特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動するのに伴い、剰余金の配当等がされる時と事業年度終了の時とで持株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきである。また、内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等は、原則として、内国法人の所得金額の計算上、益金の額には算入されない以上（平成 27 年法律第 9 号による改正前の法人税法 23 条の 2 第 1 項等）、本件委任規定につき、特定外国子会社等において剰余金の配当等が留保されることにより内国法人が受ける剰余金の配当等への課税が繰り延べられることに対処しようとするものと解することはできないから、……剰余金の配当等に係る個別具体的な状況を問題とすることなく本件規定を適用することによって、本件委任規定において予定されていないような事態が生ずるとはいえない。……本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を採り、本件各子会社の適用対象金額が 0 円となるようにする余地もあったと考えられるから、本件

規定を適用することによってXに回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。」

判例の解説

一　タックス・ヘイブン対策税制の趣旨

措置法66条の6でいうTH税制は、「軽課税国―いわゆるタックス・ヘイブン―にある子会社等が我が国株主により支配されているようなものに我が国株主が所得を留保し、我が国での税負担を不当に軽減することを規制することにある」[4]として、その親会社に合算課税する制度である。立案担当者は当該規定を租税回避への対抗措置と位置付けていたが、如何なる場合に租税回避となるかは明確ではない。課税繰延防止説[5]、帰属変更説[6]、日本の課税ベースへの侵食への対抗措置とする適正所得算出説[7]などの学説が展開されてきたが、とりわけ、平成21年度税制改正の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、課税繰延の防止という説明は困難となった[8]。

控訴審は、平成21年改正後の事案であるが、立案当時の趣旨に依拠し、双輝汽船事件の最高裁（最判平19・9・28民集61巻6号2486頁）を踏襲するものであったが、最高裁はそれと異なり（判決の要旨1）、本件委任規定は特定外国子会社等において剰余金の配当等が留保されることによる課税繰延対処規定ではないことを明らかにした（判決の要旨2）。そうすると、TH税制の対象にする「租税回避」の意味するところが問題となる。

控訴審は、自己資本比率規制への対応である本件資金調達スキームは租税回避目的ではなく、合算課税することは、本件委任規定の趣旨、TH税制の基本的な制度趣旨や理念に反するとして政令の適用を限定した。最高裁は、立法趣旨は確認したが、租税回避の防止といった目的を考慮した目的論的解釈か[9]、文理解釈のいずれを是とするかについては判断しておらず、政令の適用が委任の範囲の逸脱かどうかを問題にした。

二　請求権勘案株式等保有割合の判断時期とその課題

本件で問題となった優先株式に対する請求権勘案株式等保有割合の考慮は、平成17年度税制改正で導入された[10]。本判決はその導入趣旨を、優先株式のような種類株式を発行し、実際の配当割合を持株割合と乖離させる租税回避への対処を目的とするとし、請求権の内容を判定する基準日の設定などは技術的かつ細目的事項のため裁量事項と解する。基準日を「事業年度終了日」とした定めは、一義的に明確であり、合理性を有するとする。本件のように事業年度終了日とは異なる基準日で配当を行った場合でも、Xの主張のような平成17年改正を過剰包摂の除去とする目的論的解釈はできず、地裁から一貫して文理解釈に立つ判断が行われている。エンティティ・アプローチを基礎にし、インカム・アプローチを加味した我が国のTH税制では、過剰課税、過少課税は少なからず発生し、それを適正化する改正は行われてきたが、その回避の目的からの解釈には無理がある。

しかしながら、補足意見の指摘のように、外国法人が事業年度終了日とは異なる基準日で配当を支払うことによって過剰課税や過少課税が生じる点で、本件規定は精緻さに乏しいという問題がある。この点、一般論として、如何なる事態にも対応可能な税制を制定することは困難であり、我が国を代表する金融機関であるXが過剰課税を考慮して、合算課税を回避できる可能性があったことを指摘する。明確性と執行可能性から個別事情によらない立案はやむを得ない点があり、事業年度終了日を基準にした規定は一定の合理性を有する[11]。問題は、規定を形式的に適用することによって不合理な課税がなされる場合をどのように考えるかである。

三　改正経緯と委任立法

TH税制導入当初は、特定外国子会社の所得を留保し我が国の親会社に配当を行わないことを問題視し、親会社段階で留保所得金額を合算課税するが、親会社への配当部分は適用対象金額から控除していた。ところが、優先株式のような種類株式を発行することにより、合算課税の対象から外れたことから、平成17年度税制改正で、課税対象留保金額は配当等に関する請求権の内容を勘案して、内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額を基に計算することとなった[12]。平成20年時点では適用対象金額の算定上、支払配当が控除されていたため、本件のような問題は生じなかった。その後、平成21年度税制改正で外国子会社配当益金不算入制

度が導入され、特定外国子会社から親会社への配当は適用対象金額の算定上、控除できなくなった。そのため、本件のように、事業年度終了前に配当を行った場合には、Xに過剰課税が生ずることとなった。

地裁は、文理解釈を前提にXの主張を退けたところ、控訴審によれば、TH 税制は、タックス・ヘイブンに設立した外国子会社の所得から剰余金の配当等を受け得る「支配力」を有している内国法人が剰余金の配当等を受けずに外国子会社に留保所得を蓄積しているところに租税回避があるとみて、留保利益のうち内国法人の持分に応じて計算される金額を内国法人の所得に合算して課税することとしたものであるとする。ここでいう「支配力」には2つの見解がある[13]。第1は、外国子会社に対する「法的な支配」を指向するもので、第2は、外国子会社の留保所得への「経済的な支配」（持分利益割合）を指向するものである。控訴審は、政令を無効と解するのではなく[14]、Xが外国子会社の留保所得から剰余金の配当等を受け得る支配力（持分配当利益への支配力）を有しないことから、施行令を形式的に適用するのではなく、その適用を限定することで司法的救済を図った。

本判決は、本件委任規定の趣旨からの本件規定の正当性、納税者の過剰課税の回避可能性から委任規定の範囲の逸脱はないと消極に解し、明確性と法的安定性を重視した判断となった。このような最高裁の判断は、一般的には妥当だとしても、TH 税制と法人税法本法の改正による関連規定の趣旨のミスマッチから、過剰課税・過少課税が生ずる個別事例への対処は課題であろう。

四　本判決の意義と残された課題

本判決は、海外 SPC による金融機関の資金調達スキームへの TH 税制の適用を巡る事例判決ではあるが、外国子会社配当益金不算入制度導入後の TH 税制における請求権勘案株式割合の判定時期と政令への委任の範囲について最高裁として初めて判断した点に意義がある。補足意見で言及された過剰課税の回避可能性に対して、納税者の資質によって課税関係が変わることを承認することへの疑問が指摘されている[15]。本件規定が委任規定の範囲を逸脱するものではなかったとしても、過剰課税の問題は残り、文理解釈の機械的な適用を回避し、個別救済の道はなかったのだろうか。当該税制の立法趣旨でいう租税回避の対象が一様ではないところ、外国子会社の所得をベースとした内国株主への合算課税は何に対する課税なのか検討する余地はなおも残っている[16]。

●――注

1）中村繁隆「判批」WJL コラム 242 号（2021 年）1 頁、梶原康平「判批」ジュリ 1568 号（2022 年）10 頁、長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 4 号（2022 年）42 頁、青山慶二「判批」TKC 税研情報 31 巻 4 号（2022 年）26 頁、鈴木悠哉「判批」ジュリ 1574 号（2022 年）135 頁、田中治＝山西賢宏「判批」TKC 税研情報 32 巻 3 号（2023 年）1 頁等。

2）堀江知洋「判批」国際税務 42 巻 6 号（2022 年）32 頁、秋元秀仁「判批」国際税務 43 巻 1 号 38 頁、同・国際税務 43 巻 2 号（2023 年）82 頁、長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 12 号（2022 年）35 頁、一高龍司「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）33 号（2023 年）245 頁、伊藤剛志＝吉澤健太郎「判批」租税研究 886 号（2023 年）180 頁等。

3）長島弘「判批」月刊税務事例 55 巻 12 号（2023 年）38 頁等。

4）高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』（清文社、1979 年）92 頁。

5）学説の紹介については、伊藤＝吉澤・前掲注 2）184 頁以下。浅妻章如「国際的租税回避―タックス・ヘイブン税制（CFC 税制）について―」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007 年）629 頁、630 頁以下、高橋・前掲注 4）93 頁等。

6）中里実「タックス・ヘイブン対策税制改正の必要性」中里実ほか編『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』（有斐閣、2013 年）2 頁、11 頁。

7）渕圭吾『所得課税の国際的側面』（有斐閣、2016 年）368 頁等。

8）増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法〔第 4 版〕』（東京大学出版会、2019 年）187 頁。

9）金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021 年）124 頁。

10）以下の制度沿革については、鈴木悠哉「租税特別措置法 66 条の 6 における『持株関係』の存在時点―制度の変遷に着目して―」事業創造大学大学院紀要 13 巻 1 号（2022 年）17 頁が詳しい。

11）OECD（2015）BEPS 行動計画 3 最終報告書パラ 115 参照。

12）財務省『平成 17 年度税制改正の解説』（2005 年）302 頁。

13）伊藤＝吉澤・前掲注 2）180 頁。

14）比較、国際興業管理株式会社事件（最判令 3・3・11 民集 75 巻 3 号 418 頁）。

15）長島・前掲注 3）46 頁。

16）担税力のないところへの課税への批判として、田中＝山西・前掲注 1）10 頁。担税力の有無のみで適用の可否を整理することに否定的な見解として、秋元・前掲注 2）89 頁。